

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 生活保護法による医療扶助のための施術者を指定した件二件 土地改良区の定款の変更を認可した件 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 道路の区域を変更する件四件 道路の供用を開始する件	六四 六四 六五 六五 六五 六五 六五 六五 六六 六六
告示	指定介護老人福祉施設を指定した件 指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件 指定介護療養型医療施設が指定を辞退した件 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 指定介護予防サービス事業者を指定した件 指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	六九 七〇 七〇 七〇 七一 七二 七二 七三 七三 七四 七四 七五

告 示

福島県告示第七百七十八号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十九年十一月二十六日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いずみさとう内科	福島市泉字清水内一八一	平成一九年一〇月一日
ふくしま在宅緩和ケアクリニク	同 市蓬萊町二丁目一三三八	同
つるが松窪病院	会津若松市一箕町大字鶴賀字苧林三九一	同
よこむら整形外科クリニック	白河市老久保一四一	平成一八年一〇月一日
春日クリニク	須賀川市東町一一九一二	平成一九年一〇月一日
吉田耳鼻咽喉科医院	本宮市本宮字万世二二四一	同 年 一〇月五日
野崎医院	耶麻郡猪苗代町大字川桁字西幸野二九一	同 年 九月一日
伊南小野木クリニク	南会津郡南会津町古町字新坂口一一一	平成一八年六月一日
コスモ調剤薬局いずみ西店	福島市泉字清水内一八一一三	平成一九年一〇月一日
隆盛堂調剤薬局	須賀川市弘法坦二〇九	同 年 一〇月一日
訪問看護ステーション松陵	福島市松川町字桜内七一	同 年 一〇月一日
	(生活福祉領域地域福祉グループ)	七月一日

福島県告示第七百七十九号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
 平成十九年十一月二十六日

名 称
 福島県知事 佐藤 雄平

変更前	松川薬局	所在地
変更後	保原薬局松川店	福島市松川町沼袋字北原八五―一
	やぎた調剤薬局	同 市八木田字中島五六―一

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第七百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年十一月二十六日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
吉田耳鼻咽喉科医院	福島市蓬萊町二丁目二―一	廃止年月日	平成一九年一〇月一五日

財団法人脳神経疾患研究所	同 市坂坂町字原口三	同 年	同 月一日
--------------	------------	-----	-------

坂温泉病院

桃井小児科医院	同 市森合字丹波谷地二八―一六	同 年	同 月一日
---------	-----------------	-----	-------

リハビリテーション会津温

泉病院	会津若松市鶴賀町一―一	同 年	同 月一日
-----	-------------	-----	-------

よこむら整形外科クリニック	白河市老久保一四―一	平成一八年	九月三〇日
---------------	------------	-------	-------

春日クリニック	須賀川市池上町九一	平成一九年	九月三〇日
---------	-----------	-------	-------

野崎医院	耶麻郡猪苗代町大字川桁字西幸野二二九一	同 年	同 月一日
------	---------------------	-----	-------

鏡石デンタルクリニック	岩瀬郡鏡石町桜岡三七五―九イオンスーパーセンター鏡石店内	同 年	同 月一日
-------------	------------------------------	-----	-------

鈴木歯科医院	双葉郡檜葉町大谷鐘突堂九一―一八	同 年	同 月一日
--------	------------------	-----	-------

隆盛堂調剤薬局	須賀川市弘法坦一〇九	同 年	同 月一日
---------	------------	-----	-------

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第七百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定

医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
平成十九年十一月二十六日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
三春中央クリニック	田村郡三春町八島台七―五―一七	休止年月日	平成一九年一〇月五日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第七百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成十九年十一月二十六日

氏 名	住 所	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
熊坂 豊	福島市飯坂町字十綱 天家接骨院	指定年月日	平成一九年九月一日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第七百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成十九年十一月二十六日

氏 名	住 所	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
大和田 勉	石川郡平田村上蓬田 大和田接骨院	指定年月日	平成一九年八月一七日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第七百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、請戸川土地改良区から平成十九年十一月九日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年十一月十六日認可した。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第七百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡山市中田町中津川字野橋六二七の一、六二七の八から六二七の一二二まで
 - 二 指定の目的
水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市平上片寄字菖蒲沢一の二、一の一一から一の二三まで、一の二七から一の二九まで、一の二七から一の二九まで、字堀田二八
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福島県告示第七百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所平成十九年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道土湯温泉線	福島市松川町字市ノ沢六三番一地先から同 市松川町字市ノ沢七二番四地先まで	変更前 変更後	一三・〇 二〇・五	一〇八・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所平成十九年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道保原桑折線	伊達市伏黒字観音前二四番二地先から同 市伏黒字観音前二番地先まで	変更前 変更後	七・一 七・一 一一・五	八〇・六 八三・八 八〇・六

(道路領域道路企画グループ)

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第七百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所で平成十九年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道飯坂保原線	福島市岡島字戸切場一番一地从り 同 市岡島字戸切場一番一地向まで	二七・五}	二七・五}	五四・五	一〇三・〇
		五五・〇	九三・〇		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
喜多方市塩川町四奈川字木戸口二一〇四番地先から	同 市塩川町会知字 前川原二七五番地先まで 同 市塩川町四奈川字木戸口二一〇四番地	六・五}	六・五}	三五・〇	二、七五六・〇
		三五・〇	二、七五六・〇		

喜多方市津坂
下線

変更前		変更後	
先から	同 市塩川町会知字 前川原一七九番地先まで	同 市塩川町会知字 前川原一七九番地先まで	同 市塩川町会知字 前川原一七九番地先まで
同 市塩川町会知字 前川原一三五番地先から	同 市塩川町会知字 前川原二一六番地先まで	同 市塩川町会知字 前川原二一六番地先まで	同 市塩川町会知字 前川原二一六番地先まで
同 市塩川町会知字 沼六七一番地先から	同 市塩川町会知字 沼六七一番地先から	同 市塩川町会知字 沼六七一番地先から	同 市塩川町会知字 沼六七一番地先から
同 市塩川町会知字 沼六三一番地先まで	同 市塩川町会知字 沼六三一番地先まで	同 市塩川町会知字 沼六三一番地先まで	同 市塩川町会知字 沼六三一番地先まで
B 一〇・七}	C 一一・〇}	B 一〇・七}	C 一一・〇}
二、七六九・五	二〇九・七	二、七六九・五	二〇九・七
A 六・五}	D 一四・六}	A 六・五}	D 一四・六}
二、〇七六・五	三六三・六	二、〇七六・五	三六三・六
二、七六九・五	二〇九・七	二、七六九・五	二〇九・七
二、七六九・五	二〇九・七	二、七六九・五	二〇九・七

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県北建設事務所で平成十九年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一五号	福島市大波字寺前六〇番地先から 同 市大波字寺前六一番地先まで	平成一九年 十一月二六日

（道路領域道路企画グループ）

公 告

公告第六百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十一月十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人未来の森づくり
- 三 代表者の氏名
野崎 進
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市安積町荒井字猫田五十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、下記を目的とします。
1 国産材を利用した健全な住宅づくりや植林活動を通じて、日本森林育成・保全に関する事業を行い、木材資源の循環が効率よく行える資源循環型社会の確立、ならびに林業をはじめとする地域産業の活性化に寄与することを目的とする。
2 東南アジアでの植林事業を行うことで、東南アジアの森林保護を実施し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

3 奨学支援、学校建設支援、中古パソコンの教育施設への寄贈を通じて、タイ・ネパールをはじめとした東南アジアの教育支援を目的とする。
（文化領域県民文化グループ）

公告第六百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあっては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所）	指定年月日	サービスの種類
ハッピー福島南・ヘルパーステーション	福島市郷野目字宝来町二八二	株式会社ジャパンケアサービス福島	東京都港区六本木六丁目一〇一	平成一九年十一月一日	訪問介護
ハッピー福島笹谷・ヘルパーステーション	同 市笹谷字出水上二四一	同	同	同	同
ハッピー郡山・ヘルパーステーション	郡山市大槻町御十日六一一旭ビル二〇一	同	同	同	同
ハッピーいわき・ヘルパーステーション	いわき市小名浜愛宕町一五	同	同	同	同
ハッピー白河・ヘルパーステーション	白河市会津町三八二ハイ	同	同	同	同

ハッピー保 原・訪問入 浴ステーション	ハッピー郡 山・訪問入 浴ステーション	ハッピー福 島笹谷・訪 問入浴ステ ーション	ハッピー保 原・ヘルパ ーステーシ ョン	ハッピー原 町・ヘルパ ーステーシ ョン	ハッピー茶 畑・ヘルパ ーステーシ ョン	ハッピー ツイーグル ー
伊達市保原町 赤橋三六一 第二井上ビル 一階A号	郡山市大槻町 御十日六一 旭ビル二〇一 号	福島市笹谷字 出水上二四一 ハロイヤルガ ーデンⅣ棟四 〇八号	伊達市保原町 赤橋三六一 第二井上ビル 一階A号	南相馬市原町 区二見町一丁 目一一一四	須賀川市茶畑 町六	〇一
同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	
通所介護	同	訪問入浴 介護	同	同	同	

デイサービス センター ・スマイル 飯坂	同 市飯坂町 湯町二八一	有限会社フ ューチャー	福島県福島市 新町四一二五 サンライズロ イヤル福島五 〇三号	同	同
笑風デイサ ービスセン ター	郡山市喜久田 町前田沢字小 室山五―四五	社会福祉法 人笑風会	同 県郡山市 喜久田町前田 沢字小室山五 ―四五	同	同
すみのやデ ィサービス センター	いわき市小名 浜林城字辻前 二	医療法人け やき会	同 県いわき 市小名浜住吉 字冠木一	同	同
いにしえデ ィサービス	須賀川市下宿 町九八	株式会社想 健	同 県須賀川 市下宿町八三	同	同
シヨートス テイはこべ	田村市常葉町 常葉字七日市 場九九	有限会社タ ムラ	同 県田村市 常葉町常葉字 七日市場九九	同	短期入所 生活介護
特別養護老 人ホーム竹 水園	南相馬市原町 区長野字南原 四一	社会福祉法 人竹水会	同 県南相馬 市原町区長野 字南原四一	同	同
ニチイのき らめき郡山 日和田	郡山市日和田 町字原二二一 三七六	株式会社ニ チイのきら めき	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	同	特定施設 入居者生 活介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第六百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅
介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる 指定年月日
--------	---------	--------	------------------

ミニとまとケア 指定居宅介護支 援事業所	福島市太平寺字 古内一四―九	株式会社ミニ とまとケア	福島県福島市太 平寺字古内一四 ―九	平成一九年 十一月一日
慈愛のさと寿光 庵	郡山市富田町字 天神林五〇	有限会社ナガ ミ	同 県郡山市富 田町字天神林五 〇	同
ハッピー郡山・ 居宅介護支援事 業所	同 市大槻町御 十日六一―旭ビ ル二〇―一号	株式会社ジャ パンケアサー ビス福島	東京都港区六本 木六丁目一〇― 一	同
居宅介護支援事 業所シャローム	いわき市平上平 窪字羽黒四〇― 四四	社会福祉法人 いわき福音協 会	福島県いわき市 平上平窪字羽黒 四〇―四四	同
寿光園居宅介護 支援事業所	西白河郡矢吹町 中町三八九	社会福祉法人 恵愛福祉会	同 県西白河郡 矢吹町滝八幡一 五九―二	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第六百五十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、指
定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名 称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる 事務所の所在地	指定年月日
特別養護老人ホ ーム竹水園	南相馬市原町区 長野字南原四一	社会福祉法人 竹水会	福島県南相馬市 原町区長野字南 原四一	平成一九年 十一月一日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第六百五十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ
ービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。
平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	事業所 の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	廃止年月日	サービ スの種 類
医療法人秀 公会あづま 脳神経外科 病院	福島市大森字 柳下一六一	医療法人秀 公会	福島県福島市 大森字柳下一 六一	平成一九年 九月二五日	短期入所 療養介護
医療法人佐 原病院	喜多方市字永 久七六八九― 一	医療法人佐 原病院	同 県喜多方 市字永久七六 八九―一	同 年 一〇月三二 日	同
うつみね訪 問看護ステ ーション	郡山市谷田川 字北表四五	医療法人高 義会	同 県郡山市 谷田川字北表 四五	同 年 九月三〇日	訪問看護
医療生協訪 問看護きた かたステー ション	喜多方市富西 二五四―一 二	会津医療生 活協同組合	同 県会津若 松市東千石一 二二―一	同	同
介護の森へ ルパーステ ーション	いわき市紅葉 町四〇―九	有限会社い わきケアフ ォレスト	同 県いわき 市紅葉町四〇 ―九	同 年 一〇月二二 日	訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第六百五十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介
護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した

旨届出があった。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	株式会社コムスン茶畑ケアセンター	事業所の所在地	須賀川市茶畑町六	事業者の名称	株式会社コムスン	事業者の主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六丁目一〇一	廃止年月日	平成一九年九月三〇日
--------	------------------	---------	----------	--------	----------	----------------	----------------	-------	------------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第六百五十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、当該指定を辞退した。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名 称	医療法人佐原病院	施設の所在地	喜多方市字永久七六八九一	開設者の名称(個人にあっては、氏名)	医療法人佐原病院	開設者の主たる事務所の所在地(個人にあっては、住所)	福島県喜多方市字永久七六八九一	指定の辞退の年月日	平成一九年一〇月三一日
--------	----------	--------	--------------	--------------------	----------	----------------------------	-----------------	-----------	-------------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第六百五十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあっては、)	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類
--------	-------------	-------------	------------------	----------------	---------

氏名(個人にあっては、住所)

有限会社夢と共生の二一グループ訪問看護ステーション百寿	和町五一五	町一三三	有限会社夢と共生の二一グループ	福島県会津若松市明和町五一五	訪問看護
デイサービスセンター中央台	いわき市中央台飯野四丁目二一四	いわき市中央台飯野四丁目七一二	パーソナルケアスタッフ株式会社	同 県いわき市中央台飯野四丁目七一二	通所介護
指定訪問介護事業所雲雀	同 市平月見町六五	同 市平上荒川字砂戸一五レジデンシアサムズ砂戸一〇六号室	有限会社雲雀	同 市平字下神谷字御城二二八一九	訪問介護
丸光産業株式会社丸光ケアサービス白河支店	西白河郡西郷村大字米字向山一八	西白河郡西郷村大字柏野字鞍石一五一	丸光産業株式会社	東京都台東区東上野三丁目一五一	特定福祉用具販売

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第六百五十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあっては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあっては、)	サービスの種類
------------	------------	-------------	-------------	--------------------	--------------------------	---------

た。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
医療法人佐原病院	喜多方市宇永久七六八九一	医療法人佐原病院	福島県喜多方市宇永久七六八九一	平成一九年一〇月三二日	介護予防短期入所療養介護
うつみね訪問看護ステーション	郡山市谷田川字北表四五	医療法人高義会	同 県郡山市谷田川字北表四五	同 年 九月三〇日	介護予防訪問看護
介護の森ヘルパーステーション	いわき市紅葉町四〇一九	有限会社いわきケアフオレスト	同 県いわき市紅葉町四〇一九	同 年 一〇月二二日	介護予防訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第六百六十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
有限会社夢と共生の二グループ	会津若松市明和町五―五	会津若松市表町一―三三	有限会社夢と共生の二グループ	福島県会津若松市明和町五―五	介護予防訪問看護

訪問看護ステーション百寿

デイサービスセンター中央台	いわき市中央台飯野四丁目二―四	いわき市中央台飯野四丁目七―二	パーソナルケアスタック株式会社	同 県いわき市中央台飯野四丁目七―二	介護予防通所介護
丸光産業株式会社丸光ケアサービス白河支店	西白河郡西郷村大字米字向山一八	西白河郡西郷村大字柏野字鞍石一五―一	丸光産業株式会社	東京都台東区東上野三丁目一五―六	特定介護予防福祉用具販売

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第六百六十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があつた。

平成十九年十一月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
デイ・ハウスみらい	デイサービス楽蔵	喜多方市豊川町米室字二条川原一八七二―一	喜多方市豊川町米室字二条川原一八七八―六	株式会社杉原建築設計事務所	福島県喜多方市豊川町米室字二条川原一八六二―一〇	介護予防通所介護

(生活福祉領域介護保険グループ)



古紙配合率100%再生紙を
使用しています

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一 印刷